

平成25年1月16日

於・1001会議室（10階）

第987回

電波監理審議會

電波監理審議會

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
(1) 放送法施行規則等の一部を改正する省令案等について (諮問第1号)	1
(2) 日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する「協 会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送 番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務に おける提供番組の追加」の認可について (諮問第2号)	15
3. 閉 会	26

開 会

○前田会長 それでは、審議会を開催しますので、情報流通行政局の職員に入室するようお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項（情報流通行政局関係）

(1) 放送法施行規則等の一部を改正する省令案等について（諮問第1号）

○前田会長 それでは、審議を開始いたします。

最初に、諮問第1号「放送法施行規則等の一部を改正する省令案等について」につきまして、長塩地上放送課長、野崎放送技術課長からご説明をお願いいたします。

○長塩地上放送課長 それでは、ご説明させていただきます。

お手元、非常に大部の資料でございますが、上から順番にまいりまして、諮問第1号とございます、5つ目ほどにA4判のポンチ絵の資料がございます。委員限りとしている資料でございますが、こちらに沿ってご説明させていただきますと思います。

1枚おめくりいただきまして、最初にご説明させていただく案件でございますが、平成25年基幹放送局一斉再免許等の概要についてでございます。右下のページ数で3ページのところでございます。よろしいでしょうか。

基幹放送事業者、それから基幹放送局提供事業者が開設している基幹放送局は、本年の10月31日をもって免許の有効期間が満了いたします。これに伴

いまして、各放送事業者は、本年の5月から7月末日にかけて再免許の申請を行うということになってございます。

その対象となる事業者は、参考1にあるとおりでございまして、基本的に全ての地上放送事業者ということがございます。

全体のスケジュールにつきましては、下半分の参考2のところでございます。本日ご審議いただきまして、その後、答申が得られた場合には、2月下旬をもって官報掲載をし、今申し上げたスケジュールで申請の受付を行います。さらに、10月上旬になりますと、総務省のほうで審査をさせていただき、その結果を、またこの場でお諮りするということでございます。10月下旬の免許状の交付を経て、11月1日から次の期間の5年間の免許期間が開始されるという手順でございます。

本日お諮りする案件は、実は全体の中の一部でございます。審査を準備するに当たって大きく2つのカテゴリーがございまして、1つは、免許申請について、絶対審査基準、必ず満たさないと困るという基準で審査を行います。その上で、今回は再免許と申しますが、新規の申請も同時に受け付ける形でございますので、申請が競合した場合については、比較審査基準によりまして、どちらが適しているかという審査を行うということでございます。

この2本立てのうち、絶対審査基準につきまして幾つかの改正を行おうというものでございますが、その一部について諮問事項が含まれているという構成でございます。絶対審査基準は右下4ページのところでございます。全体として10項目に整理してございます。上から技術基準への適合ですとか、同様に設備の技術基準への適合、それから3つ目として、基幹放送用周波数使用計画への適合、それから4つ目でございます。経理的基礎、免許期間中しっかりと放送業務を行っていただけるかどうかという財務的な基礎を問うものでございます。また、技術的能力があること、マスメディア集中排除原則への適合、基

幹放送普及計画への適合、後ろで再掲してございますが、災害放送の関係を少し改めようというものでございます。

そのほか、8番、9番とございまして、10番のところ赤字で書いてございます。早期の放送開始、新たな難視対策の着実な実施というふうに書いてございますが、この一番下の関係で、基幹放送普及計画を改正するものですので、この部分は電波監理審議会の諮問事項という整理になってございます。

今ざっと申し上げたところのポイントのみを5ページ以降でご説明させていただきます。右下5ページでございます。

適正な事業収支見積もりということでございますが、事業収支見積もりにおいて、収入が減少傾向にある場合は、事業収支見積もりの裏づけとなる費用削減方策が具体的かつ適切に記載されていることを審査事項として明確化するというものでございまして、非常に厳しい経営環境が続いておりますので、その中で放送を安定的、継続的に行っていただくための基礎を固ろう、精緻に審査しようというものでございまして、例えばここ5年間でさまざまな経営改革に係る制度整備が、持株会社ですとか、ハード・ソフト分離とか、いろいろございますので、こういったことも含めて質疑に応じ、こういった制度の活用も含め、どのようにしていくかを検討いただこうという趣旨のものでございます。

次の6ページでございます。こちらについては東日本大震災の経緯がございまして、災害放送の実施について、よりの確に実施いただけるようなことを審査しようというものでございます。いわゆる事業継続計画をつくっていただくことですとか、あるいは地元公共団体との連携関係、こういったものを中心にしかるべく審査しようというものでございます。

右下7ページでございます。これは新たな申請が出てきた場合に、やはり放送がない状況が長期間となることは視聴者にとって不利益でございますので、基本的には予備免許後1年以内に開始いただこうというものでございます。

右下 8 ページでございます。新たな難視聴対策の実施ということでございまして、これは今でも対策を実施しているところであり、アナログ放送が終了した後ではあるのですが、全国で十数万の方が地元のデジタルテレビジョン放送を見ることができない状況でございます。暫定的に衛星放送で東京、関東地区の地上放送を見ていただいているということでございます。これを少しでもなくそうと。この暫定衛星が平成 27 年 3 月末日まででございますので、これまでの間に中継局ですとか、あるいはいわゆる受信対策と言われる共聴施設の整備、こういったものを通じてきちんと、従来アナログ放送が見られていた方にはデジタル放送も見ていただけるような環境を整備しよう、こういったものを審査基準として盛り込もうというものでございます。

9 ページ、10 ページにおまとめしているのは、ここについて諮問事項はございませんが、複数の免許申請が競合した場合についての基準でございまして、実はこれは 5 年前と基本的には変更がございません。微修正はございます。

それから、11 ページ以降にございますのが、今申し上げたところが基本的に次の再免許のポイントとなる審査事項として総務省として考えている項目でございまして、これを免許方針として同時におまとめしているものでございます。審査にかかわるものが、今申し上げたところが列挙されてございまして、右下 12 ページでございますが、免許条件、それから要請というもの、これは 5 年前も同じ整理でございまして、免許方針の中に、これは将来の申請が出た後で、その後の審査状況等を勘案して付するかどうかを検討するものでございますが、今の時点で世の中に公表して見ていただくという趣旨で記載しているものでございます。

この中でポイントだけざっと見ていただきますと、免許条件につきましては、教育番組・教養番組の確保ということで、これは昭和 30 年代以降でございまして、教育番組は 10%、教養番組は 20% 以上確保いただくように措置して

いるものでございますし、右下13ページでございますが、要請というふうに
ございますが、これは免許状の交付と同時期、同タイミングで具体的にやはり
しっかりやっていただきたいことを要請という形で、紙の形で放送事業者にお
願いしているというものでございます。

今ポイントとして申し上げた事項が、要請の形でも少し上乘せる形ではご
ざいますが、列挙されてございます。

以上がポイントでございますが、15ページのところに今回の諮問内容を列
挙してございます。冒頭非常に大部の資料があるというふうに申し上げました
が、実は諮問事項とのかかわりで申し上げますと、1つは省令あるいは告示等
の文書がございますが、前回の再免許の時期は、アナログ放送とデジタル放送
が両方ございましたので、全て両方について規定がございました。ところが、
今回はアナログ放送が終了してございますので、デジタル放送だけの審査にな
ります。したがって、形式的にアナログ放送にかかわる記述を全面削除あるい
は一部削除してございます。その関係がこのほとんどの資料の大部分でござい
ます。

その他、諮問事項との関係でご審議いただくような内容にかかわるものは、
今申し上げた基幹放送普及計画にかかわる新たな難視についての状況を書き込
むということでございます。

少し簡単に、事務局としてこのような原案を作るに当たりまして、基本的に
昨年11月から12月にかけてパブリックコメントに付しました。その概要
だけ、その次の次でございますが、「放送法施行規則等の一部を改正する省令案
等に係る意見募集」というA4、横紙がございます。この紙でポイントのみお
さらいさせていただきます。別紙1と右上に付しているものでございます。

全体として約15の団体、それから4,000を超える個人からいただきました。
その中の、ページ数を下に打ってございますが、2ページのところでござ

います。1つは、事業計画の実施の確実性というところで、「事業収入が減少傾向にある場合には」というところの改正部分について複数のご指摘をいただきましたが、総務省の考え方としては、先ほどご説明したとおりのことを記してお返しする予定にさせていただきます。

それから、下のページ数で4ページでございます。ここにつきましては、新たな難視についてきちんと国としても連携をとってやってくださいという趣旨の要望も記されていますので、その点、しっかりと取り組んでまいりますということを回答してございます。

飛びまして、右下8ページでございます。このあたりは視聴覚障害者についての記述がございます。実は先ほどのポイントの中で1点視聴覚障害者向けの放送をしっかりとやることということが審査のポイントとして掲げられてございますが、このあたりにつきましては、しっかりとやってくださいという多数のご意見、それから視聴覚障害者向けの放送は、数値等を具体的に審査基準の中で絶対的審査基準あるいは条件としてきちんと守ってくださいというふうな要望もございます。これにつきましては、再免許の条件については、先ほどご説明したとおり、具体的な申請を見て検討するという旨お返しすることとしてございます。

飛びまして10ページでございます。10ページにつきましては、先ほどの教育番組・教養番組のパーセンテージの条件についてのご指摘でございますが、ここにつきましても、具体的な申請を待つて検討しますということを書いてございます。

あとは、飛びまして18ページでございます。字幕の関係では、特にCM字幕、それから災害放送時の字幕の提供ということのポイントとして付しておりますが、それに関連して、CMの字幕付与を義務化してほしいという意見も出てございますが、これについても同様の答え方をさせていただきます。義務化です

とか、あるいは条件化につきましては、申請を待つて検討を進めますということでございます。

最後、31ページでございます。ここにつきましては、実は個人からの4,000程度の多数のご意見でございますが、これにつきましては、主に番組内容についての意見がございまして、31ページにまとめさせていただいているとおりの意見が多数、同内容のものも含めございました。これらにつきましては、基本的には今後の行政の参考とさせていただくという旨の回答を記してございます。

以上についてご審議いただければと考えてございます。よろしく願いいたします。

○野崎放送技術課長 放送技術課の野崎でございます。引き続きご説明させていただきます。リパック関係でございます。ポンチ絵の資料で「放送法施行規則等の一部を改正する省令案等について（リパック等関連）」という資料をごらんになっていただければと思います。

こちらの内容は、北海道、群馬県及び福岡県で受信状況を改善するためのリパックを実施するため、基幹放送用周波数使用計画の一部変更についてお諮りするものです。

資料の2ページ目をごらんください。最初の案件でございますが、こちらは北海道における混信についてでございます。2ページ目にありますように北海道根室半島のところにつきましては、この赤い丸のところの根室中継局の電波を受信しておりますが、この青い丸のところの釧路局の電波が、本来飛ぶはずのない距離のところですが、季節によって飛んでくるため、受信障害が発生しています。このため、根室中継局のチャンネルを変更するものでございます。2ページ目でございますように、45と31と43チャンネルにつきましてチャンネル変更を行うものでございます。これが1件目でございます。

ページをめくっていただきまして3ページ目でございます。こちらと同じく北海道における受信状況の改善のためのリパックでございます。内浦湾というところがありますが、この沿岸地域では、渡島中継局、赤い丸で書いておりますが、この中継局から電波を吹くことによってNHK総合などを受信しております。こちらも季節的なフェージングによって、浦河局、青い丸がついていますが、この中継局の電波が到来し、内浦湾の沿岸地域においてNHK総合の18が混信してしまうものです。

その解消のため、渡島中継局の18チャンネルにつきまして、29チャンネルに変更するための周波数使用計画の変更を行うものです。

続いて4ページ目でございます。こちらは宗像中継局というふうに呼びます。4ページ目の青丸のところでございますが、ここから電波を吹くことで、福岡県宗像市等周辺地域で地デジをごらんになっていますが、季節的なフェージングにより韓国から電波が飛んでくるため、九州朝日放送が混信を受けています。このため、韓国と調整した上で、九州朝日放送の16を23チャンネルに変更する改善リパックを行うものでございます。

最後に4件目でございますが、5ページ目でございます。こちらは群馬県の下仁田中継局というところでございます。ここは新たな難視の地域でございます。これまで高性能アンテナによる受信対策とか、いろいろな対策を検討してきましたが、最終的に最も効果的な方法としまして、この下仁田中継局、5ページ目の地図の中に二重丸で記載していますが、ここの増力を図るということになりました。具体的には、星印のところ新たな難視世帯が177世帯ほどございますが、そのうちの120世帯については、下仁田中継局を10Wに増力することによって解消でき、残りの57世帯については、他の中継局の増力や高性能アンテナによる受信対策等によって解消できるというものでございます。

この下仁田中継局の10Wへの増力によって、新たに基幹放送用周波数使用計画に掲載するものです。

以上、4つのものについての基幹放送用周波数使用計画の改正についてでございます。これらの改正案につきましてはパブリックコメントにかけております。別紙2という資料でございます。

まず、九州の宗像の改正案については特段の意見はございませんでした。北海道と下仁田につきましては、10件の意見がございました。5件は北海道の放送事業者のもの、1件は群馬県の自治体から、計6件、いずれも賛成の意見でございました。

そのほかに、電気通信事業者の方、ソフトバンクモバイルほか4社からございまして、こちらは地域の受信状況の改善というよりも、今後携帯電話の周波数がどんどん必要になってくるので、全国的に地デジの周波数をもっと削減すべきというような、全国的な話でございまして、この地域の受信状況の改善のためのリパックというものとは直接関係ないご意見とは考えられますが、今後の参考として承らせていただくということで考えております。

説明は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの案件につきまして、何かご質問、意見はございますか。

○原島代理 今回大量の改正があるということでご説明いただいたんですが、この審議会での諮問が必要な事項で整理しますと、資料の中の参考3ですか、ご説明いただいた中の右下15ページですね。これが一覧であるというふうに考えていいわけですね。逆に言うと、審査基準等は、諮問事項ではない、参考までに説明していただいたということですね。

参考までに、そうすると、今回のパブリックコメント自体は、必ずしもこの諮問事項に限らず、全体についてなされているので、この中で、特にここで責

任を持って審議しなければいけないのは、この諮問事項に相当するものだけ並べればよいということですね。

○長塩地上放送課長 はい。ただ、今回整備させていただくものに基づいて審査をいただくこととなります。そういう点もございまして全体をご説明させていただきました。

○原島代理 あらかじめご報告いただいているということですね。

あと、今回の審査項目の中に基幹放送普及計画の変更というものがありまして、その中で、前は平成22年12月までにデジタル放送以外の放送と同等の地域においてその放送が受信できるようにすることという規定があつて、今回それが平成27年3月31日というふうに変わっている。これは既に免許を受けていて、今回再免許を受けようとしているところは、既に平成22年12月までにこれを満足しているというふうを考えていい。とすると、新たな、平成27年3月31日というのは、新規の場合に有効な記述というふうを考えていいのでしょうか。何か平成22年までにできるようにすることという規定があつて、新たに平成27年までにとすると、何か延期しているような印象を受けるんですが、それとも既に開局しているところはこれを満たしていて、新規に免許を受けるところは、平成27年までということになっている、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○長塩地上放送課長 少し補足させていただきますが、今回改めた基幹放送普及計画に基づいては、再免許をいただく事業者も新規に入っていただく事業者も適用になります。

○原島代理 でも、既存社はもう満たしているはずですね。

○長塩地上放送課長 はい。

○原島代理 もう既にできるようにすることというのが、既に基幹放送普及計画の中に現在あるわけですから、それは満たしているはずだということを前提、

それとも満たしてないところもあるということでしょうか。

○長塩地上放送課長 実は前回の再免許時に、平成22年12月までに受信できるようにすることと書いてございまして、先ほどのポンチ絵の資料で申し上げますと、右下8ページのところでございます。基幹放送普及計画ではそのように書き切っておりますが、免許方針のところは、若干のバッファーを当時設けてございました。こうは言うものの、いわゆる送信対策、中継局整備ですか、受信対策と言われる共聴施設の整備、あるいは高性能アンテナによる措置、こういったものをしっかりやっってくださいとお願いしつつも、なおできない場合があれば、一番下のところでございますが、引き続きしっかり努力は続けてくださいということをお願いしてございます。

実際は、現状でもまだ十数万の方は見られていないということでおわかりいただけるように、全て終わってございませぬ。現在の放送事業者は、この一番下のところ、努力を続ける過程になおあるということでございます。

ところが、その過程で、衛星によるセーフティネットというふうな措置を講じまして、それが平成27年3月31日までですよということは、実は放送事業者、それから総務省の審議会の方等でも議論して、こういうふうな一応の区切りをしたものでございますが、その点については、現時点では基幹放送普及計画にはまだ十分に反映されてございませぬ。前回の名残の継続上で現在も努力は行われているという整理でございます。

それを新たな再免許に合わせまして、基幹放送普及計画、それから新たな審査基準上、いわば現行化しまして、改めて現在の事業者、それから新たな申請事業者ともどもに適用しようというふうな意図で改正を行おうとするものでございます。

○原島代理 形式的に見ると延期しているような印象を受けたもので、ありがとうございました。

○前田会長 今の続きでご質問をします。

その平成22年12月までといったときには、BS放送をもっと長く継続するという事は考慮されていなかったと、そういうことなんですか。

○長塩地上放送課長 平成20年の再免許当時は。

○前田会長 当時はそれは考慮されていなかったということですか。

○長塩地上放送課長 はい、基本的にはできると。

○前田会長 実態を見たら、平成27年3月まで一応延期しましょうということになったと。

○長塩地上放送課長 まあ延期といえますか、アナログは見られていた方に必ずデジタルも見ていただくという措置の区切りの期間ですね、それを事実上延期したということでございます。

○前田会長 平成22年の終了した時点では、代替案があったけれども、今度の平成27年という時点では代替案はなくなりますと、そういうことですね。

○長塩地上放送課長 はい。基本的にはそういう取組み方針で現在も継続中でございますので、一生懸命事業者の方に努力いただき、もちろん国も自治体も一緒になって取り組んでございますので、平成27年3月31日までに基本的にはアナログを見られていた方にはデジタルを見ていただくということを前提にしております。

○前田会長 パブコメの結果を見ると、総務省側の努力を要請するようなことが書いてありますが、促進策というのは現在もあるのですか。

○長塩地上放送課長 現在も取り組んでございまして、基本的には、おおむねの方が、今年度、来年度、再来年度で、いわゆる受信者対策という共聴施設、あるいは高性能アンテナという措置を行っていただくという計画を持っています。ただ、まだその策定に至らないような方々がございます。そういった方々にこういう方法を講ずれば見られるようになりますよと、非常に地道な

説明でございますが、それを総務省総合通信局を含めて、そういった地方の国の機関、それから地元の自治体、それから地元の放送事業者一緒になって、ご説明やアドバイスに伺っているということでございます。

実際に具体的な措置を講じていただける場合には、そのときどきによっていろいろな形式があるのですが、国からの補助金、場合によっては自治体からの補助金等も出て、具体的な施設整備に支援させていただいているというものでございます。

○前田会長 わかりました。

ほかにはいかがでしょうか。

○原島代理 今回の諮問事項ではありませんけれども、比較審査基準に関しても決められるということは、もしかしたら新規参入もあるかもしれないという、そういうことですね。新規参入の仕方ですが、どういうことになるのでしょうか。具体的に、例えばテレビの何々チャンネルに、この周波数帯について新規参入したいという、そういう申請になるのでしょうか。

○長塩地上放送課長 はい。

○原島代理 そうすると、既に使って、新規の周波数帯は今回ないということだと思いますので、もし新規参入希望があるということは、現在、そこで放送をしているところの再免許はしない。ある一つの周波数に対して競合したときに、これで比較審査をするという、そういうことですか。

○長塩地上放送課長 はい、そういう形になります。

○原島代理 新規参入というよりも、全部申請の上では継続も新規も区別はない。

○長塩地上放送課長 再免許と申し上げていますが、そのときどきの新規の申請であるといえ、おっしゃるとおりの理解になります。

○原島代理 わかりました。継続と新規について区別しているわけではないと

いうことですね。

○長塩地上放送課長 はい。

○前田会長 その場合も、少なくとも設備的には、新規の人には相当なハンディキャップが、事実上あるということですね。

○長塩地上放送課長 その申し上げ方が難しいのですが、実際に放送されている実績がございますので、そのところをどのように勘案するかという点は、ポイントの一つになるかと思います。

○原島代理 国民の側から見て、きちんと放送されるようにという、そういう観点でいろいろ審査するということですね。

○長塩地上放送課長 はい。今回は、アナログからデジタルに全体を切りかえた。だからこそ、先ほど申し上げた、いわゆるアナログを見ることができたのにデジタルを見ることができない人が出てきた、そういったところをきっちりと見えるようにしていただくという枠組の中でございますので、まだデジタル以降の措置が継続されている段階でございます。そういった中であって、新規参入ということも考慮しつつ、他方で、今申し上げた方々が見られるようにという、いわば視聴者保護の視点、これも両方バランスをとりながら、全体の構成を行っているということでございます。

○原島代理 視聴者の側から見ると、もし新規参入が起きたときに、その周波数帯の放送が見られなくなるのは、最大1年間、そういうふうに考えてよろしいでしょうか。それとももう少し長くなるのでしょうか。

○長塩地上放送課長 先ほど申し上げたのは、いわゆる親局レベルでございまして、山間地が多うございますと、多数の中継局を持って、例えば圏域全体をカバーしているのが今の地上放送でございます。したがって、もし新規事業者が、新たに鉄塔などを建てていくという参入のやり方をしたいというふうになりますと、親局カバーエリアは1年以内に、そのエリアの人は放送が見ら

れるようになりますが、中継局はさらにその半年後、半年後というふうになりますと、例えばの話ですが、ちょっと山の中にお住まいのような方にとっては、従来再免許であれば、そのまま切れ目なく番組は見られたんですけども、新規事業者の場合には、数年間見られない状態があるということも可能性としては起こり得るということでございます。

もちろん新規の申請の方々の参入形態というのは、いわゆる縛りがございませんので、さまざまな形態が考えられますから、今の事例はむしろ例外かもしれませんが、可能性としてはそういうことがあり得るということでございます。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

改正することについての反対意見は全くありませんでしたので、本諮問第1号については諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行うことにしてはいかがかと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣に宛て提出してください。

(2) 日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する『協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務における提供番組の追加』の認可について(諮問第2号)

○前田会長 それでは、続きまして諮問第2号「日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する『協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般

に提供する業務における提供番組の追加』の認可について」につきまして、引き続き秋本放送政策課長から説明をお願いいたします。

○秋本放送政策課長 それでは、諮問第2号事案についてご説明をさせていただきます。資料の末尾に小さなダブルクリップで2つどめしている資料をごらんいただきたいと思います。クリップを外していただきまして、第2号説明資料の下に別紙1、これは12月4日にNHKから申請が出てきたその申請書、そのものでございます。

この12月4日の申請に対しまして、別紙2の形で総務省の考え方を示しました。認可することが適当であると認められるという結論と、その理由を示して、パブリックコメントに付したところでございます。

別紙3、パブリックコメントに付したのが、昨年12月8日から今年の年明け1月7日まででございました。このパブリックコメントの主な結果をまとめたのが、この別紙3でございます。

説明資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず申請の概要でございます。NHKから放送法第20条第10項の規定に基づきまして、同条第2項第8号の業務の認可申請がございました。この第8号は、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務についてでございます。いわゆる特認業務の認可申請でございます。

申請の概要といたしまして、協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務、NHKはこれを称して「らじる★らじる」と名づけております。この「らじる★らじる」に一部の地域放送番組を追加して提供しようとするものでございます。実はこの「らじる★らじる」につきましては、電波監理審議会に平成23年3月9日に諮問をいたしてございまして、認可することが適当であるという答申をいただきまして、平成26年3月末を期限として実施している最中で

ございます。この既の実施している「らじる★らじる」に一部の地域放送番組を追加したいという申請があったものでございます。

このように申請してきた理由についてでございます。協会、NHKにおきましては、平成23年9月から試行的にラジオ放送番組をインターネットを通じて放送と同時に一般に提供し、その効果を検証・確認しているところでございます。現在は、ラジオ第1放送とFM放送につきましては、東京からの全国向け放送番組を基本として提供しております。今般は、これに加えて、補完的な措置としての効果を検証いたします上で、利用者からの要望を踏まえて地域放送番組を新たに追加することにより、より多くの聴取者の利用による幅広いデータの収集が期待できる。また、地域放送番組の提供のあり方、実施体制等の検証も必要な課題であることから、地域放送番組を一部追加して提供したいというものでございます。

なお、追加する地域放送といたしましては、近畿広域（FMについては大阪府域）、中京広域（FMについては愛知県域）及び宮城県域放送を中波、FMとも提供したいというものでございます。これらを選定いたしましたのは、当該放送対象地域の人口、地域放送番組比率といった点を勘案したものであるということで申請が寄せられております。

2ページにお進みいただきたいと思っております。業務計画の概要のところ、提供エリア、提供態様、提供品質は現行と同様でございます。

(4) その他のところ、ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的な措置としての有効性等につきましては、アンケート等により検証・確認を行うという申請内容でございます。

今般の追加に伴う支出についてでございますが、設備整備費0.9億円、運用費0.4億円、合計1.3億円というふうに見込まれております。無償で提供するという申請内容でございます。

お進みいただきまして3ページ、その他必要な事項についてでございます。

新たに提供する番組につきましては、平成25年4月以降、本年4月以降開始することを目途とし、もともと認可いただいております当初の特認業務の認可期限でございます平成26年3月末まで追加して実施したいということでございます。

その上で(2)でございます。補完的措置としての有効性の検証を行った上で、必要があるときは、実施内容の変更・延長等のための認可申請を行う。また、本業務に係る認可の終了後、すなわち平成26年4月以降のあり方につきましては、平成26年3月末までの間に業務の実施状況等を踏まえまして検討する予定という申請内容でございます。

4ページにお進みいただきたいと思っております。

これに対しまして私ども審査いたしましたところ、申請のとおり認可することといたしたいと考えております。

その理由でございます。第2パラグラフをごらんいただきたいと思っております。

今般の申請は、地域放送番組を一部追加することによりまして、聴取者の拡大を目指す。そのことによりまして幅広いデータの収集を期待する。また、地域放送番組の提供のあり方の検証も必要であるという内容でございます。もって、協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するとともに、「らじる★らじる」について、その補完的措置としての検証・確認を可能とするものでございます。

また、本申請によりまして業務の内容が本質的に変容するものではない。経費につきましても、受信料財源、全体で約7,000億円に対しまして、今般の追加費用1.3億円相当でございますので、受信料財源を毀損する懸念が生ずる規模ではないというふうに認められますことから、申請のとおり認可することといたしたいということで諮問をさせていただくものでございます。

参考までに、パブリックコメントで寄せられた主な意見をご紹介しておきたいと存じます。別紙3をお開きいただきたいと存じます。

提出された意見は2,168件に上っておりますが、有意な回答は5件ございました。これにつきまして、総務省の考え方を幾つかに分類して2ページ以降にお示ししてございます。

まず、認可の適否につきましては、ニッポン放送から賛成の意見をいただいております。これまでに行われているこの「らじる★らじる」の業務、今般の追加は、ラジオの難聴解消はもとより、地域情報の全国への発信というインターネットを利用したラジオならではのサービス、NHKと民放ラジオの最大の課題である聴取拡大という観点からも理解可能ということで賛成の意見でございます。

それから、地域番組の追加について、民放連とテレビ朝日から同種の意見をいただいております。

地域放送番組を追加するということは、難聴改善の効果検証・確認とはあまり直接的な関係がないのではないかというご意見でございます。こうしたご意見に対する総務省の考え方といたしましては、地域番組の一部追加により、利用者の拡大が見込まれ、より幅広いデータの収集が可能となることで、本業務の目的である難聴解消に関するインターネット活用の効果の検証確認も、より精度が高まるという回答を付してございます。

次に、要望数、要望があったということだけでも、要望数も公表されておらず、根拠に乏しいという趣旨のご意見を日本テレビと新聞協会からいただいております。この意見に対しましては、実際NHKからどういう要望が寄せられたかという点を聴取しております。

昨年の秋に、3週間程度でございますけれども、「らじる★らじる」の利用者アンケートが実施されております。有効回答数4,146のうち、自分の居住し

ている道府県単位の放送を聴きたいとする者が36%、また、自由回答欄におきましても、100件以上の地域放送追加の要望が寄せられているということをお示しする回答としてございます。

また、地域放送番組の追加といっても、放送時間ベースで約9割は関東広域あるいは東京都域と重複する。受信料財源の効率的な運用の観点から、重複を避ける方策を検討する必要があるのではないかという趣旨のご意見を、民放連とテレビ朝日から頂戴してございます。

これに対しましては、NHKから聴取したところによりますと、地域放送番組のうち、地域独自番組のみを取り出して配信するほうが所要経費が大きく、そのまま配信したほうが効率的であるという回答を聴取してございまして、私どもとしても、合理性を欠く説明であるとは認識しておりません。

いずれにせよ、全体費用1.3億とされているところではございまして、受信料財源を毀損するものとは認められないという回答をお作りしているところではございます。

それから、その他の意見として、民放連、新聞協会、日本テレビ、テレビ朝日から頂戴している意見がございまして。これらの意見に共通するワーディングは、安易に拡大を認めるなということで、皆、「安易に」という言葉が入ってございます。そこで、これに対する回答といたしましては、NHKは放送法により設立された特殊法人としてその業務範囲は法定されているところであり、その趣旨を形骸化するような運用を行わないことは当然のことという回答をお作りしてございます。

それから、「らじる★らじる」の配信の対象地域に関する意見を民放連と日本テレビ、テレビ朝日からいただいております。いずれも放送対象地域に即してインターネット配信をすることが適切、要は地域を限定すべきではないかというご意見でございまして。

これに対するご回答といたしましては、インターネットによる配信は通信でございます。これをどこまで実施するかという点は、個々の放送事業者の経営判断に本来委ねられているものでございます。民放がこのインターネット配信を行う分につきましては、放送法上の制約は何らございません。NHKは特殊法人であるがゆえに、受信料財源を基としてどこまでやってよいかという観点から特認業務の認可の審査を要するところでございます。そのいずれを選択するか、地域限定をするかしないかという点につきましては、各放送事業者の経営判断に委ねられているところでございます。NHKにおきましては、地域限定をかけると、かえって所要経費が増えるということも踏まえて、地域限定をかけずに配信しているものと認識していますという総務省の回答を付してございます。

それから、この「らじる★らじる」の認可期間は平成26年3月末をもって終了いたします。その後のあり方に関するご意見を民放連、日本テレビ、そしてテレビ朝日から頂戴してございます。いずれも早期にNHKが考え方を示した上で、国民各層の意見を幅広く聞いて議論されるべきであるという趣旨のご意見でございます。これに対しましては、ご指摘の検討の進め方等を含め、NHKにおいて適切に対応すべきものと考えますという回答を付してございます。実際NHKの認可申請書におきましても、本業務に係る認可の終了後のあり方については、終了までの間に業務の実施状況等を踏まえ検討する予定であるとされているところでございます。

その他、7ページでございますが、今般の地域放送番組の一部追加にかかわる意見募集と直接関係ないと考えられるご意見を、個人の方を中心に多数頂戴してございます。NHKの放送番組に偏向があるとか、ネット利用者からも受信料が徴収される懸念がある、NHK職員の不祥事等を指摘し、NHKの廃止を求める意見、難聴の解消は放送によって行われるべきであるとするご意見で

ございます。

これらに対しましては、地域放送番組の一部追加にかかわる今回の意見募集の対象と直接関係ないご意見であると考えますという総務省の回答を付しているところでございます。

簡単でございますが、諮問第2号につきまして説明は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましてご質問、ご意見等がありますでしょうか。

○原島代理 今回、いろいろと出されている意見等を見ると、ラジオ放送の今後のあり方とも密接に関係しているように思うんですが、特に「らじる★らじる」の認可期間終了後のあり方に関する意見ということで、確かに「らじる★らじる」についてはNHKにおいて適切に対応すべきものとする、これはいいと思いますが、一般的に言うと、ラジオ放送の今後のあり方については、NHKにおいて対応すべきものというよりも、むしろ総務省において適切に対応すべきものであろうというふうに個人的には考えております。

ラジオは今、どこも非常に厳しい状況にある。一方で、先の震災等を考えますと、やっぱりラジオの有効性といいますか、国民にとっての有効性は非常にあるということが、再認識されたところでもあります。むしろ総務省として今後のラジオのあり方、場合によっては、アナログ放送終了後のV-Lowのあり方とか、そういうことも含めまして、ぜひ検討していただきたいと思っております。

○秋本放送政策課長 原島代理のご意見は重く受けとめておりまして、私どもとしても検討しなければならない課題というふうに認識しております。

○原島代理 現在、何か研究会等があって、そこで検討しているとかいうようなことはあるんでしょうか。

○秋本放送政策課長 昨年11月から放送政策に関する調査研究会を開催し

ております。この研究会は、平成19年に放送法の改正がございました。その附則に、施行後5年を経た時点で、平成19年放送法改正の主要事項について、再度施行状況をレビューせよという宿題を法律上いただいていることから開催しているものでございます。原島代理からご指摘があった点は、直接レビューの対象にはなってございませんけれども、民放、特にラジオについての経営状況、そして、広告市場の動向等も踏まえて、幅広く検討する舞台づくり、土俵はできておりますので、ご指摘を踏まえて、今後、検討の俎上に載せていくこともあり得ると考えております。

○原島代理 現在、そういう意味でこれからしっかり検討するということで、まだ過渡期ということかもしれませんけれども、正直言いまして、パブリックコメントの中で出ていたいわゆる特認業務を繰り返し使うというのはやっぱり無理があるように私も思います。きちんとした方針のもとにこれからのラジオ放送を考えていくということが必要かと個人的には思っております。

○前田会長 インターネットでラジオが聞けるというのは、少なくとも利用者にとっては喜ばしいことで、海外のラジオ放送も、今自由に聴けるんじゃないかと思うんですが、本件は国内の地域制限をしないけど、国内に限定すると。また、民放のradikoは、地域限定的にやっていますね。

○秋本放送政策課長 みずからのご判断で地域限定をかけておられます。

○原島代理 地域限定というのは厳密に言うと……。

○秋本放送政策課長 放送対象地域でインターネットを通じて聴けるようにしているのは、今のradikoと同じです。

○原島代理 ある県の中だけとかいう形ですか。

○秋本放送政策課長 ええ。

○前田会長 県をまたがっていくと聴けなくなるので、というような不満を聞いたことがありますね。

○原島代理 現在、ラジオ放送をいわゆる無線として聞いているパーセンテージと、インターネットを通じて聞いているパーセンテージ、現在どのぐらいになっているか、年齢分布がどうなっているかとかいうような調査はあるんでしょうか。

○秋本放送政策課長 そういう調査は目にしたことがございません。

○原島代理 かなり若い人は、インターネットのほうに移っているのではないかと想像しますけれども、そうすると、むしろ今後のことを考えると、ラジオというものはかなりインターネットとも関係してくるのかなと個人的には思います。

○秋本放送政策課長 繰り返しになりますけれども、民放がradikoと称するサービスでインターネットで放送番組を同時配信されているときに、放送対象地域相当に地域限定を技術的にあえてかけておられるのは、著作権処理の問題と広告主との関係等々があるというふうに聞いております。通信・放送の法制度上の制約があるがためにそういう制限があるということではございません。

NHKさんは、「らじる★らじる」で国内における地域限定をかけておりませんけれども、海外からは聴けないという制限がございますのも、おそらくは著作権処理の関係がとおりになるのかというふうに思います。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

○松崎委員 利用者からの要望があれば、地域で放送可能ということだったら、例えば離島であるとか、そういう世帯数はとても少ないけれども、難視聴の地域でこれをやってほしいなんていう要望があったら、どう対処されるんでしょうか。

○秋本放送政策課長 今般のNHKからの申請内容で、この近畿広域、中京広域、宮城県域を追加したいと申し越してきましたのは、放送対象地域の人口あるいは地域放送番組比率といった点を勘案してということではございますけれども

も、NHKの各局、各支局における人的体制もおありになるということは、申請当初にお聞きしておりますので、全ての局の地域番組も配信できるかとなると、そこは自ずから経営上の制限があるのかというふうに拝察しております。

○松崎委員 この地域だと、十分聴けそうな地域かと思うのですが。個人の努力で放送を楽しめるような地域ではないかと。むしろ聴きたいのに聴けないというところにこういう方法が取り入れられるというような仕組みはできないのでしょうか。

○吉崎情報流通行政局長 最近、建物の構造ですとか、例えば窓ガラスが高度になった反面、電波が通りにくくなったというのがあります。また、LED照明などから微弱な雑音が出るようになっております。これらの結果、AMの4桁のところを中心としたところが非常に聞こえにくくなっているというのが多く出てきています。そういうのが多いところが、首都圏を中心とした都市部ということです。それで、NHKのこの「らじる★らじる」のところも難聴対策というふうに出ておりますのは、そちらのところが主としてであると。

ですから、先生が今そういう地域では何らかの形で聴けるのではないかとおっしゃいましたけれども、特にAMの高い周波数帯を中心として聞こえにくくなっているのが、むしろこういう地域であるというのが実態だということでございます。

○松崎委員 都市部のほうが聞こえにくくなっていると。

○吉崎情報流通行政局長 むしろそういう意味での難聴ではなく、ただ、先生のおっしゃいますのは、特に電波が届きにくいようなところで、離島などでは、例えば鹿児島県の離島であれば、鹿児島市からのものをインターネットで聴こえるようになったら、地域情報が聴こえるのではないかというご指摘だろうと思いますが、課長のほうから申しましたように、リソースの関係、経営的な判断からいって、全ての支局でできるかどうかということはなかなか難しいもの

がありまして、とりあえずNHKのほうでは、今回増やすのは、そういう可能性のあるところであり、かつ都市難聴なども強いところ、激しいところということで選んだものと推察しております。

○松崎委員 わかりました。ありがとうございます。

○原島代理 今回の申請が、前もそうですけれども、難視聴対策を直接するというよりも、その効果を検証・確認するためという、非常に複雑な形になっていますので、効果の改善ということだと、とりあえず今マジョリティから検証していくという、そういうことかと思えます。効果の検証をして、具体的に本当にどうするかというのは、またしっかり議論しなければいけないことだと思います。

○前田会長 ほかにはよろしゅうございますか。

それでは、特にほかにご意見等がなければ、諮問第2号につきまして、諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行うことにしてはいかがかと思えますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することにいたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出していただきたいと思えます。

(情報流通行政局職員退室)

閉 会

○前田会長 それでは、本日はこれにて終了といたします。

次回の開催は平成25年2月6日、水曜日、15時から予定しておりますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。